



■もしも医療費が100万円だったら■

※同じ月に同じ医療機関でかかった総医療費（保険診療）が100万円の場合
※一般的な所得（標準報酬月額28～53万円未満）公立学校共済組合員の場合



ひゃ、100万円なんて払えない…。これって全部自己負担？

100万円

安心してください！入ってますよ！

右の保険証をお持ちのあなたは既に「公立学校共済組合」に入っており、医療保険制度によってしっかり守られています。



それでもまだ結構な額の負担が…

70万円

70%が共済組合から医療機関へ給付

30万円

30%自己負担

70歳未満の医療費自己負担は3割

普通はここを保険が助けますが…

安心の〇〇保険です！

教職員への給付はここからがすごい！

30万円

62,400円
共済組合から
高額療養費

212,570円
共済組合から
一部負担払戻金

25,030円
自己負担

教職員は自己負担がわずかで済みます！

安い！安～い！

※一時的にある程度の支払いは必要ですが、最終的な支出は少なくなります！

～まとめ～

わたしたち教職員は手厚い制度に守られており、高額な保険プランは必要ありません。自分に見合った保険プランにしないと月々必要以上の出費をしていることに！保険の見直しは、是非教職員共済へ！

電話：0120-245-681